

品川区医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

制定 令和7年12月8日 区長決定
要綱第236号

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）の保護者が、保育所等における保育の利用を希望する場合に、医療的ケア児の受け入れが可能となるよう、保育所等を運営する事業者に対し、当該保育所等の体制の整備に要する費用の一部を補助することにより、医療的ケア児の地域生活支援の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

(補助対象施設・事業)

第3条 この補助金の対象となる施設および事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国または地方公共団体以外の者（以下「設置者等」という。）が品川区（以下「区」という。）に設置する施設または区内で運営する施設もしくは事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（公設民営を含む。）
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
 - (3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - (4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - (5) 東京都認証保育所事業実施要綱（12福子推第1157号）に基づき東京都知事が認証する認証保育所
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助対象施設・事業は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が設置する施設および運営する施設もしくは事業
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員その他の構成員に暴力団員等（暴力団、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものが設置する施設および運営する施設もしくは事業
- 3 次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部また

は全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）もしくは子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定またはこれらの法律に基づく命令に違反した施設および事業
- (2) 児童福祉法、社会福祉法もしくは子ども・子育て支援法の規定またはこれらの法律に基づく命令に違反した補助対象施設・事業の設置者等が設置する施設および運営する施設もしくは事業（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）を受けた施設および事業のうち、度重なる行政指導にもかかわらず改善しないものまたは改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導を受けた設置者等のうち、度重なる行政指導にもかかわらず改善しないものまたは改善の見込みがない社会福祉法人等が設置する施設および運営する施設もしくは事業（前号に掲げるものを除く。）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設・事業が医療的ケア児の保育を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 医療的ケアを行う看護師等（看護師、准看護師、保健師および助産師をいう。以下同じ。）の配置に係る給与その他の経費
- (2) 医療的ケア児の保育を行う保育補助者の配置に係る給与その他の経費
- (3) 医療的ケア児の保育に関する職員の研修に係る経費
- (4) 医療的ケア児の保育に必要な設備の改修および備品の購入に係る経費

2 前項第1号および第2号に掲げる経費は、補助対象施設・事業において実際に医療的ケア児の受け入れを行った場合に限り、補助対象経費とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の区分は、次の各号に掲げるものとし、その補助対象経費は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 看護師加配経費補助金 前条第1項第1号に掲げる経費
- (2) 保育補助者配置経費補助金 前条第1項第2号に掲げる経費
- (3) 研修参加経費補助金 前条第1項第3号に掲げる経費
- (4) 受入環境整備経費補助金 前条第1項第4号に掲げる経費

2 補助金の額は、別表左欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表右欄に掲げる補助上限額または補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

3 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、交付申請額の積算資料その他区長が必要と認める書類を添えて、区長に対し、申請するものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、予算の範囲内で補助金を交付することを決定したときは、品川区医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは品川区医療的ケア児保育支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を通知された申請者（以下「交付決定者」という。）は、区長に対し、速やかに、品川区医療的ケア児保育支援事業補助金交付請求書（第4号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査したうえ、当該請求に係る補助金を交付決定者に対し支払うものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付の決定後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業（交付決定者がこの補助金を活用して行う事業をいう。以下同じ。）のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

交付決定者は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、アおよびイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

交付決定者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

交付決定者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(5) 遂行命令および遂行の一時停止命令

ア 区長は、交付決定者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 交付決定者がアの命令に違反したときは、区長は、当該交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 実績報告

交付決定者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに品川区医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、補助事業の実績を区長に報告しなければならない。第2号ウの規定により廃止の承認を受けた場合も、同様とする。

(7) 補助金の額の確定

区長は、前号の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区医療的ケア児保育支援事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知する。

(8) 是正のための措置

ア 区長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

イ 第6号の規定は、アの規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(9) 決定の取消し

ア 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付

の決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、区長は、品川区医療的ケア児保育支援事業費補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

- (ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (イ) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (ウ) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

イ 前項の規定は、第7号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(10) 補助金の返還

ア 区長は、第1号または前号の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずる。

イ 区長は、第7号の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずる。

(11) 違約金

交付決定者は、第9号アの規定により補助金の交付の決定全部または一部が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 違約金の計算

ア 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

イ 前号の規定により、交付決定者が納付した違約金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(13) 他の補助金等の一時停止

区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、当該交付決定者が当該補助金または違約金の全部または一部を納付しない場合において、当該交付決定者に対して、この補助金のほかに同種の事務または事業について

交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(14) 財産処分の制限

ア 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

イ 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させことがある。

ウ 補助事業により取得し、または効用が増加した財産については、善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(15) 補助対象施設の運営上の留意事項

交付決定者は、補助対象施設・事業の運営にあたっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(16) 施設・事業所に備える書類等

交付決定者は、この補助金の交付申請、請求等に係る書類、予算および決算との関係を明らかにした書類を整備し、補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(17) 消費税仕入控除税額の報告

ア 交付決定者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(以下「消費税仕入控除税額」という。)が確定した場合は、品川区医療的ケア児保育支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

イ 区長は、アの規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

ウ 区長は、交付決定者がアの規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還

させるものとする。

(準用)

第11条 補助金の交付にあたっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるところによるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助金の区分	補助上限額
看護師加配経費補助金	1施設または1事業あたり 年額746万8,000円（2名以上の医療的ケア児の受入れが見込まれる補助対象施設・事業において、看護師等を複数配置している場合は、746万8,000円を加算する。加えて、3名以上の医療的ケア児の受入れが見込まれる補助対象施設・事業において、看護師等を3名以上配置している場合は、医療的ケアスコアに応じた看護師数を上限として看護師等1名当たり746万8,000円を加算する。）
保育補助者配置経費補助金	1施設または1事業あたり 年額223万2,000円
研修参加経費補助金	1施設または1事業あたり 年額124万1,000円
受入環境整備経費補助金	1施設または1事業あたり 年額15万円

（備考） 「医療的ケアスコア」とは、医療的ケア児の医療濃度を計るためのスコアとして、当該医療的ケア児に対して行われる医療的ケアの項目ごとに国が別に定めるスコアを合算した点数をいう。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者氏名

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書

標記の件について、 年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金_____円

2 年度 品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 所要額調書（別紙1）

3 年度 品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 受入計画書（別紙2）

4 その他参考となる資料（契約書、領収書等経費の内容を証明するもの）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

看護師加配経費補助金			保育補助者配置経費補助金			研修参加経費補助金			受入環境整備経費補助金			補助所要額 (合計)
支出予定額	補助基本額	補助所要額	支出予定額	補助基本額	補助所要額	支出予定額	補助基本額	補助所要額	支出予定額	補助基本額	補助所要額	
	7,468,000			2,232,000			1,241,000			150,000		

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 受入計画書

1 施設情報

設置者住所	
設置者名(法人名)	
施設・事業所名	
代表者氏名	

2 補助金額計算

受入れ開始年月日	
----------	--

月	(A)看護師加配経費	(B)保育補助者配置経費	(C)研修参加経費	(D)受入環境整備経費	補助額 (A)+(B)+(C)+(D) (月合計)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

第2号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定通知書

設置者名 様

（施設名 ）

品川区長

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金の交付を
下記のとおり決定したので通知します。

記
交付決定金額 金 円

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金不交付決定通知書

設置者名 様

（施設名 ）

品川区長

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金の不交付を
下記のとおり決定したので通知します。

記

理由

第4号様式（第8条関係）

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 請求書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名 年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金について

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

品川区長あて

施設名

所在地

設置者

設置者
住所

氏名

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者氏名

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号にて交付決定のあった表記補助金について、下記のとおり実績報告する。

記

1 申請額 金_____円

2 年度 品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 実績額調書（別紙1）

3 年度 品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 実績内訳書（別紙2）

4 その他支払い状況が確認できる書類

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 実績額調書

施設・事業所名

(単位：円)

看護師加配経費補助金			保育補助者配置経費補助金			研修参加経費補助金			受入環境整備経費補助金			補助所要額 (合計)
支出額	補助基本額	補助所要額	支出額	補助基本額	補助所要額	支出額	補助基本額	補助所要額	支出額	補助基本額	補助所要額	
	7,468,000			2,232,000			1,241,000			150,000		

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金 実績内訳書

1 施設情報

設置者住所	
設置者名(法人名)	
施設・事業所名	
代表者氏名	

2 補助金額計算

受入れ開始年月日	
----------	--

月	(A)看護師加配経費	(B)保育補助者配置経費	(C)研修参加経費	(D)受入環境整備経費	補助額 (A)+(B)+(C)+(D) (月合計)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

第6号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金交付額確定通知書

設置者名 様

（施設名 ）

品川区長

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金の交付額について
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 交付済額 金 円

3 返還額 金 円

第7号様式（第10条関係）

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
令和 年 月 日

設置者名 様
(施設名)

品川区長

年 月 日付 第 号により通知しました、
年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金の交付決定について
下記の理由で取り消したので通知します。

記

取消理由

第8号様式（第10条関係）

年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

品川区長 あて

施設名

所在地

設置者

設置者
住所

年 月 日付 第 号により交付決定を
受けた 年度品川区医療的ケア児保育支援事業補助金のうち、
消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月
2. 決算期間
3. 消費税および地方消費税の申告の有無
4. 仕入控除税額の計算方法
5. 消費税および地方消費税の仕入控除税額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。